

(解説)滋賀県版BCP策定シートは、滋賀県内の中小企業、小規模事業者のBCPの取組みの第一歩を後押し、分かりやすく簡単にBCPを策定いただく意図で作成しました。

1. 基本方針

- 感染症発生時には、以下の基本方針に則り対応する。
- 1 感染拡大防止措置により、店内のお客様・社員（含派遣・パート・アルバイト）の人命を守る
 - 2 社会機能維持事業や経営インパクトの大きい事業を継続する。
 - 3 継続する事業の遂行を支えるための間接業務を継続する。

2. 事業中断リスク

新型感染症によるパンデミック（世界的な大流行）が発生。

直接的影響	・3密防止による生産性低下 ・感染者発生による自社施設の一時的閉鎖
間接的影響	・サプライチェーンの機能低下 ・緊急事態宣言発令等による需要の減少

3. 対応責任者

統括責任者	全社的な意思決定を行い、対応全体を統括する。
〇〇〇〇 社長（代行者 ① 〇〇専務、② 〇〇常務）	
本社機能維持担当	安否確認や感染症防止策の実施等、本社機能の維持に関する実務を指揮する。
総務部 〇〇〇〇 部長（代行者 総務部 〇〇 次長）	
事業継続担当	事業の継続に関する実務を指揮する。
〇〇〇〇 社長（代行者 〇〇専務）	

4. 優先事業（目標レベルは6章）

社会機能維持事業	食料や水などの生活必需品の販売
経営インパクトの大きい事業	インテリア用品の販売
経営（業務環境）を支える間接部門の業務	・対策本部関係業務 ・人事・健康管理業務 ・経理（会計支払）業務 ・情報システム管理業務

5. 感染拡大防止対策

※（オール日本スーパーマーケット協会等）「小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症 感染拡大予防ガイドライン」、（経団連）「オフィスにおける新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」に基づく対策

- ### ①従業員の健康管理
- | | |
|-------------|--|
| 出勤前 自宅待機・療養 | 体温や症状の有無を確認させる。体調の思わしくない者には各種休暇の取得を奨励する。 |
| 勤務中 | 体調が悪くなった場合、必要に応じて直ちに帰宅させ、自宅待機とする。 |
- ### ②勤務体制
- | | | |
|------|---|------------|
| 勤務体制 | テレワーク、時差出勤、ローテーション勤務など、様々な勤務形態を検討・実施する。 | |
| 通勤手段 | 自家用車など公共交通機関を使わない通勤を推奨する。 | |
| 出張 | 国内 | 不要不急の出張を自粛 |
| | 国外 | 原則禁止 |

③感染防止策

			本社・事務所	現場
飛沫感染防止	3密の回避	身体距離の確保	座席を可能な限り対角に配置する／横並びにする。会議やイベントはオンラインで行う。一定数以上が同時に休憩スペースに入らないよう、休憩スペースを追加する又は休憩時間をずらす。	顧客に対し、床への目印添付や掲示・アナウンスの実施などにより可能な範囲での対人距離の確保を促す。混雑時は入店制限する。
		換気の徹底	建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。窓が開く場合1時間に2回以上、窓を開け換気する。	換気設備を適切に運転・管理し、窓やドアを定期的に開放する。
		施設内混雑の緩和	対面の社外の会議やイベントなどについては、最小人数とし、マスクを着用する。	混雑につながるような販売促進策を自粛する。事前の買物リスト作成等による滞留時間短縮を呼び掛ける。混雑時間帯に関する情報提供により、オフピークタイムでの来店を呼び掛ける。
接触感染防止	飛沫防護	常時マスク着用を努めるよう徹底する。	従業員に対し、勤務中のマスク着用を促す。人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールシートなどで遮蔽する。	
	清掃・消毒	始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。手指消毒液を配置する。共有する物品（テーブル、椅子など）は、定期的に消毒する。	従業員に対し、こまめな手洗い・手指消毒を励行するほか、手指の消毒設備を入口及び施設内に設置し顧客の手指の消毒も励行する。	
	接触の回避	他人と共用する物品や手が頻りに触れる箇所を工夫して最低限にする。名刺交換はオンラインで行う。	コイントレーでの現金受渡を励行し、自動精算機・キャッシュレス決済の利用を促進する。	

6. 発生段階別の業務目標レベル

発生段階	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
①社会機能維持事業（常に継続が求められる）	通常レベルで継続	通常レベルで継続	通常レベルで継続	通常レベルで継続
②経営インパクトの大きい事業（短期間であれば縮小・休止もやむをえない）	通常レベルで継続	通常レベルで継続	社会状況により縮小・休止	通常レベルで継続
③経営（業務環境）を支える間接部門の業務（必要な範囲で継続）	通常レベルで継続	通常レベルで継続	必要な業務に限定して継続	通常レベルで継続
④その他の事業	通常レベルで継続	通常レベルで継続	状況により縮小（他の重要事業にリソースを提供する場合など）	通常レベルで継続

7. 事業継続戦略（リスクへの対応）

①作業空間の3密を避けるための戦略

3密となりやすい作業場所	リスク回避戦略	リスク低減戦略	
本社・事務所	執務フロアX	全体を2交替制にして、交互に在宅勤務を実施する。	窓を開け、換気を実施
	休憩スペース	開放時間の制限 収容人数を減らす。座席の間隔を空ける。	入り口に消毒設備を設置
	会議室	大規模な会議の原則禁止 収容人数を減らす。	会議室内に消毒設備を設置、使用後に消毒を実施 机上にパーテーションを設置
現場	レジ周り	アクリル板の設置、 間隔をあけるよう床に目印をつける	定期的な消毒
	店舗前入口	列に距離を開けるよう地面に目印をつける	サーモセンサー（検温）設置 アルコール消毒
	業者対応ブース	2m間隔を確保するため、イスを半分減らす。	アルコール消毒、アクリル板の設置、アルコール消毒を徹底

②サプライチェーン問題（既定の調達先からの供給停止）への対応戦略

供給停止の可能性がある部品	保有在庫での対応	代替調達先の確保による対応
惣菜（食品工場に感染者が発生し消毒のため閉鎖の場合）	不可	別の惣菜屋さんへの依頼（普段から二重購買が必要）
インテリア用品（東南アジアからの輸入）	在庫量の積み増し	不可

③需要量減少への対応戦略

需要量減少の可能性がある製品	余剰となる設備を活かした新しい事業	余剰となる人員でできる新しい事業
店頭販売事業	フェースシールドの販売、テイクアウト弁当の販売、YouTubelによる試食デモ販売、〇〇の販売	インターネット通販事業 宅配サービス事業 〇〇〇〇事業

8. 事前準備

(1)3密回避		(2)サプライチェーン問題		(3)需要量減少	
	チェック	できていない場合		チェック	できていない場合
テレワーク環境の整備		20XX年XX月末までに対応する	惣菜供給会社二重化		20XX年XX月末までに対応する
入場時の検温のための体温計の購入		20XX年XX月末までに対応する			20XX年XX月末までに対応する
アルコール消毒液の追加購入		20XX年XX月末までに対応する			20XX年XX月末までに対応する
		までに対応する			までに対応する
		までに対応する			までに対応する
		までに対応する			までに対応する

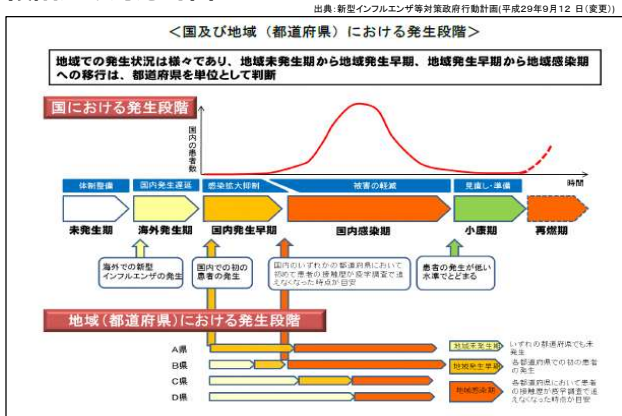
(解説) 滋賀県版 B C P 策定シートは、滋賀県内の中小企業、小規模事業者のBCPの取組みの第一歩を後押し、分かりやすく簡単にBCPを策定いただく意図で作成しました。

I. 2020年新型コロナウイルス感染症の流行

1. 政府の対応方針

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。
- ② 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

2. 発生段階別の対応計画



3. 企業への影響（事業中断の要因）

- ① 3密防止による生産性低下⇒「Ⅱ. リスク分析 1.」にて自社への影響を確認
企業内における感染拡大防止対策により、従業員の安全を図るため、3密（密集、密接、密閉）となりやすい職場では、最低1m、可能ならば2mの間隔をあけるよう作業環境を見直すよう要請された。在宅勤務、交替制、配置する要員の削減などにより、業種によっては大きく生産性が低下することがあった。
- ② サプライチェーン問題⇒「Ⅱ. リスク分析 2.」にて自社への影響を確認
産業構造のグローバル化等により、サプライチェーンは高度化・複雑化しており、新型コロナウイルス感染症による海外の都市封鎖により、海外からの部品の調達停止がもたらした。
- ③ 需要の減少⇒「Ⅱ. リスク分析 3.」にて自社への影響を確認
各国政府は、人が移動することが感染を拡大させるため、緊急事態宣言の発令などにより、不要不急の外出や移動を制限した。また人が密集する環境を避けるため、人が集まるイベントやスポーツ観戦などの施設の使用を制限した。これらにより経済活動は停滞し、影響を受けやすい製品・サービスの需要が減少した。
- ④ 感染者発生による一時閉鎖⇒「Ⅲ. 3.」にて自社への影響を確認
社内で感染者が発生し、保健所や医療機関の指導の下、発生した職場の消毒などにより一時的に事業所を閉鎖し、業務停止が余儀なくされた。

Ⅱ. リスク分析

感染拡大期に、「3密（密集・密接・密閉）」、「生産拠点及び調達」、「需要減少の可能性」の観点から、実施が困難な業務の洗い出しを検討します。

1. 3密（密集・密接・密閉）となりやすい場所

主管部門、3密となりやすい場所、3密となりやすい時間帯を記入してください。

主管部門	3密となりやすい場所	3密となりやすい時間帯
総務部	事業所入り口	通勤時間
総務部、営業部	社内会議室（各階）	勤務時間
資材部	本社1階 業者対応ブース	午前中

2. サプライチェーン問題

製品、生産拠点、調達先を記入してください（特に海外での生産、調達がある場合は記入する）。

製品	生産拠点	調達先
A社向け〇〇	国内〇〇県〇〇市	国内企業のみ
B社向け〇〇	国内〇〇県〇〇市	国内および海外△△国
一般消費者向け〇〇	海外△△国〇〇州	国内および海外△△国

3. 需要減少の可能性のある事業

需要減少の可能性のある事業と考えられる要因を記入してください。

事業	考えられる要因
P社向け〇〇	自動車業界の業績不振

Ⅲ. 感染者又は濃厚接触者が発覚した場合の対応（令和3年3月現在）

事業所内で新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者が発生した場合は、保健所の指示のもとで対応することが原則となります。事業所として想定される対応は以下のとおりです。

1. 保健所調査への協力及び接触者のリストアップ

- 保健所が調査を行い濃厚接触者を決定するため、患者の勤務状況、最終出勤日、行動履歴を確認しておくとともに、勤務先等の見取り図を準備しておく。
- 保健所調査に協力し、接触者に関する情報（氏名、生年月日、年齢、住所、電話番号等）をリストにまとめるなどして整理し、保健所に提供する。

2. 濃厚接触者の健康観察

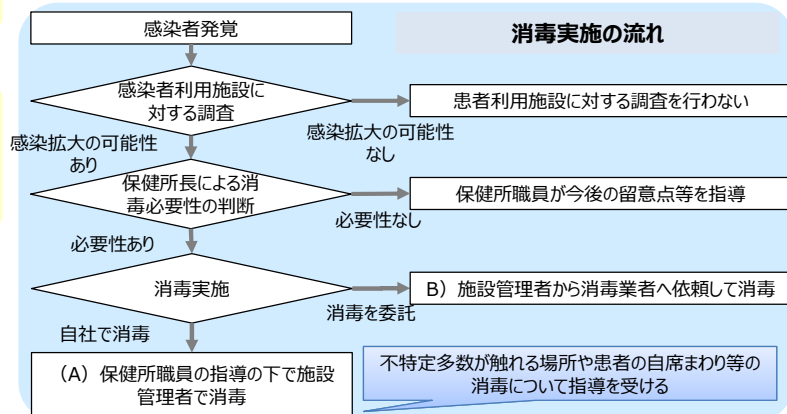
- 濃厚接触者は、原則として、感染者との最終接触日の翌日から14日間の自宅待機（不要不急の外出自粛）と健康観察が求められる。
- 濃厚接触者への健康観察については、感染症法に基づき濃厚接触者が居住する保健所が実施するが、職場としても感染者との最終接触日の翌日から14日間、発熱や呼吸器症状等の有無について健康観察を実施し、記録する。

＜健康観察の方法＞

- 発熱や呼吸器症状等の有無について、1日1回、電話やメール等で確認する。
 - 濃厚接触者自身が1日1回、発熱や呼吸器症状等の有無を報告する。
 - 必要に応じて、事業所から管轄の保健所に連絡する。
- ※相談先・受診先に迷った場合は、受診・相談センターに連絡する。
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/iryo/314835.html>

3. 消毒の実施

感染者が発覚し、保健所が感染拡大の可能性ありと判断された場合、患者利用施設に対して調査が実施される。保健所長が施設の消毒が必要と判断した場合、事業者は、(A) 保健所職員の指導の下で施設管理者で消毒、もしくは (B) 施設管理者から消毒業者へ依頼して消毒、のどちらかを実施する必要がある。



Ⅳ. 参考資料

① 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインー覧」：業種ごとに感染拡大予防策を紹介 https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf	② 内閣官房新型コロナウイルス等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議「新型コロナウイルス等対策ガイドライン」：政府行動計画を踏まえた具体的な対策を紹介 http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku/pdf/h300621gl_guideline.pdf
③ 滋賀県「新型コロナウイルス感染症対策サイト」 https://stopcovid19.pref.shiga.jp/	④ 滋賀県「新型コロナウイルス感染症に関する支援制度」 https://stopcovid19.pref.shiga.jp/support/01_01